

コンプライアンス指針の見直しなど OECD多国籍企業行動指針 改訂の概要と実務への影響

17の国事ハッキング

- 気候変動、生物多様性等について、DDや国際的な合意事項に沿った具体的な対応が求められる。新技術の開発・使用にもDDの必要性が示された。
- リスクに応じたDD、下流や間接的関係先へのDD、充実した開示等がポイントである。
- 本指針の実務への影響力は高まっていく。企業は自社のリスクを精査し、リスクに応じた対応に着手すべきである。

ひふみ総合法律事務所
弁護士・ニューヨーク州弁護士
兼子 良太

本年6月にOECDは「責任ある企業行動に関するOECD多国籍企業行動指針」(以下、「本指針」という)を改訂した。

本指針は企業に求められるコンプライアンスに大きな影響を持つてきた文書であり、日本の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下、「人権DDガイドライン」という)にも多くの面で反映されている。企業に対するサステナビリティへの貢献の期待が高まる昨今においては、一層高い重要性を持つ。

本稿では、本改訂の概要を説明するとともに、本改訂が日本企業のコンプライアンス実務にどのような影響を有するかを検討したい。

本指針の概要および位置づけ

本指針は、持続可能な発展への企業の貢献と企業活動による人間、地球、社会への負の影響(adverse impacts)。以下、単に「負の影響」という)に対応することを目的に策定されたガイドラインである。今回の改訂は2011年以来であり、1976年に制定されてから6回目とな

る。現在まで51カ国が本指針に参加している。

本改訂前の本指針の概要を、参考までに図表1に示す。

本指針自体は法的拘束力を持たないが、後述するように近年各国の法令やガイドラインを通して実務への影響力を持つ場面が増加している。本指針は人権、環境などの重要テーマごとに企業に求められる行動を定めるが、その中心の1つはデューデリジエンス(DD)の実施である。

本改訂の概要

本指針は、これまで「OECD多国籍企業行動指針」と題されてきたが、本改訂により「責任ある企業行動に関するOECD多国籍企業行動指針」という表題になった。その名のとおり、全編を通じて「責任ある企業行動」(RBC: Responsible Business Conduct)を求める内容となっている。

今回の改訂の主な内容は図表2のとおりである。

以下、日本企業に影響が大きいと思われる事項について説明する。

(図表1) 本指針(2011年改訂版)の構成と骨子(参考)

序文	本指針の基本的性格や背景の説明
I. 定義と原則	本指針は多国籍企業に対し、よき慣行の原則・基準を提供。行動指針の遵守は任意。
II. 一般方針	持続可能な開発の達成、人権の尊重、能力の開発、人的資本の形成、よいコーポレート・ガバナンスの維持等のため企業は行動すべき。リスクに基づくDDを、サプライチェーンを含む企業活動による悪影響を特定、防止、緩和するための主要ツールとして導入。
III. 情報開示	企業は、活動、組織、財務状況および業績等について、タイムリーかつ定期的に情報開示すべき。企業が情報開示すべき重要情報と、企業による情報開示が奨励される情報を例示。
IV. 人権	企業には人権を尊重する責任があり、自企業および取引先の活動等において、適切に人権DDを実施すべき。
V. 雇用・労使関係	企業は、労働者の権利の尊重、必要な情報の提供、労使間の協力促進、途上国で活動を行う際の十分な労働条件の提供、訓練の提供、集団解雇の合理的予告等を行うべき。
VI. 環境	企業は、環境、公衆の健康および安全等を保護し、持続可能な開発の達成等に向け十分考慮を払うべき。
VII. 贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止	企業は、賄賂その他の不当な利益の申し出、約束または要求等を行うべきでない。対象範囲は贈賄要求、金品の強要の防止も含む。少額の円滑化のための支払についても言及。
VIII. 消費者利益	企業は公正な事業、販売および宣伝慣行に従って行動し、提供する物品・サービスの安全性と品質確保等のため合理的な措置を実施すべき。消費者情報を保護し、誤解を招きやすい販売活動を防止し、弱い立場にある消費者やEコマース等にも適切に対応すべき。
IX. 科学・技術	企業は、受入国の技術革新能力の発展、受入国への技術・ノウハウの移転等に貢献すべき。
XI. 競争	企業は、法律・規則の枠内において競争的な方法で活動すべき。
XI. 納税	企業は納税義務を履行することにより、受入国の公共財政に貢献すべき。

(出所) 外務省ウェブサイト掲載の表を筆者が一部変更

(図表2) 本改訂の内容

主な改訂事項
企業が気候変動および生物多様性に関する国際的に合意された目標に従うことを推奨
技術の開発、資金調達、販売、ライセンス、通商および使用(データの収集および使用を含む)についてDDの実施を勧告
商品やサービスの使用による影響やそのビジネス上の関係性について行うべきDDの詳細を提示
企業活動による負の影響を受けるリスクのある人々(企業活動に対して問題提起をした人々を含む)の一層の保護
責任ある企業行動に関する情報開示の充実
あらゆる汚職に関するDDの拡充
企業のロビイング活動が従うべき指針の提示
責任ある企業行動に関する各国の連絡窓口について、可視性、有効性、機能の同等性を確保するための手続の強化

(出所) OECD本指針から筆者作成

(1) 一般方針

① リスクベースDD

一般方針の章では、本改訂により、リスクベースDDの考え方が特に強調されている(本指針II A11、同注釈15等)。リスクベースDDとは、企業ごとのリスクに即して、優先順位を付けて行うDDである。

その詳細は、本指針に基づいて2018年に策定された「責任ある企

業行動のためのOECDデュー・デリジエンス・ガイドランス」(以下、「OECD DDガイドランス」という)が定めている。これによれば、企業は、負の影響の深刻性および発生可能性に応じた手段を取るとともに、

負の影響の性質に適合したDDを行うべきとされる。また、特定された課題にすべて同時に対処できない場合には、負の影響の深刻性や発生可能性が高いものから対処すること

なる(OECD DDガイドランスI)。なお、ここでいうリスクは、企業にとつてのリスクではなく、人々、環境、社会等、負の影響を受ける側からみたりリスクを意味することに注意が必要である。企業に対するリスクは限

定的であっても、生じ得る負の影響の深刻性や発生可能性が高ければ、DDにおける優先的な対応が求められる(OECD DDガイドランスI)。これらの点は、RBCに関するD

Dに共通する特殊性であり、M&A等の伝統的なDDとは対照的である。たとえば、企業買収では、対象企業を買収した際の自社のリスクを網羅的にチェックすることが行われる。これに対し、RBCの分野では、

企業の外部者である人間、環境、社会等のリスクを考慮する点で、発想が大きく異なる。また、各企業の実態に応じて負の影響に対処していくものであり、網羅的なチェックリストは存在しない。これらの考え方は、人権DDガイドラインにも反映されている。本指針の他の章でもリスクベースDDは何度も触れられており、このアプローチを徹底することが本指針に基づく対応の基本であるといえる。

② ビジネス上の関係性の範囲、影響力の行使

本指針は、各企業と「ビジネス上の関係性」(business relationship)のある範囲から生じる負の影響について述べている。本改訂では、この定義に、各企業の製品やサービスを受領、ライセンス、使用する者といったサプライチェーン下流の関係者が含まれることが明示された。また、各企業と直接の契約関係がある(いわゆるfirst tierの)取引先だけでなく

く、間接的な関係先も含まれることとされた。さらに、バリューチェーン上の関係者だけでなく、投資先や合併パートナーも含まれている(本指針注釈17)。

他方で、本改訂では、負の影響を生じさせた企業の責任は、ビジネス上の関係性を通じて当該影響に直接関連する(directly linked)にとどまる(これを引き起こし(cause)または助長した(contribute)のではない)企業に転嫁されるはならない、とされた。このような企業は、負の影響を受けた者への救済を提供する責任を負わないが、負の影響を生じさせた企業がこれを防止・軽減・救済するように影響力(leverage)を行使することが求められる。影響力の例として、支援・教育、説得、契約にRBCの期待やDDを盛り込むこと、サプライヤー選定の条件にすること、ビジネス上のインセンティブと紐づけること、規制当局等との連携、等が挙げられている(本指針注釈23)。

(2) 開示

本指針は、情報開示の対象を、事業・財務・ガバナンス等に関する情報と、RBCに関する情報の2つに

整理している。

本改訂で、RBC情報の開示内容が大幅に充実された。新たな開示事項として、本指針に対するコミットメント、DDの実施計画、RBCを企業の経営や監視に定着させるための施策、負の影響の内容や対応の優先順位、対応の時間軸・基準や成果などを含む実施内容、等が挙げられる(本指針III3)。国際的に認知された開示基準に基づく、不十分な点や不明確な点のない開示を求めるとともに、開示の信頼性を高めるために外部機関による証明を得ることも考えられるとする(本指針III4)。

RBC情報の開示が財務情報の開示と相互に関係している点にも注意が必要だ。RBC情報は、企業価値、将来キャッシュ・フローのタイミングや確度、投資や議決権行使に影響し得るため、投資家の意思決定にとっても重要(material)になり得るからだ。また、財務上のリスク情報には、気候変動リスクをはじめとするサステナビリティ・リスクも含まれる(本指針注釈33)。RBCリスクは負の影響を受ける側のリスクであると前述したが、このような意味で企業自身のリスクにもなり得る。なお、開示内容が質・量とも増加

する一方で、開示が企業に管理面および費用面で不合理な負担を課さないこと、投資家への十分かつ誤解を生じない開示に必要でない限り、企業の競争上の地位を危険にさらすような開示は求めないことが本改訂で記載され、実務とのバランスを取る内容になっている(本指針注釈35)。

(3) 人権

人権分野は、引き続き本指針でも注目すべき分野の一つである。改訂後の本指針では、DDの実施方法について2018年に制定されたOECDDDガイダンスや事業セクターごとのその他のガイダンスを参照している。その主な内容は前記(1)で述べたとおりであり、基本的に人権DDガイドラインの内容に反映されている。

また、疎外された人々や脆弱な立場に置かれた人々(先住民族や人権擁護者が例示されている)に特段の注意を払うこととされ、ステークホルダーとの対話が重要であると指摘している(本指針注釈45、50)。

(4) 環境

環境分野に関する内容は、気候変動への対応の強調や、DDの内容の

具体化など、本改訂で大幅に充実した。

まず、本指針は、企業の貢献を期待する環境課題として、次のものを例示する(本指針VI)。

- ・気候変動
- ・生物多様性の喪失
- ・陸地、海洋および淡水域の生態系の劣化
- ・森林伐採
- ・大気水、土壌の汚染
- ・廃棄物、特に有害物質の不適切な管理

企業には、各企業に適した環境管理システムの確立・維持と、事業活動や商品・サービスのライフサイクル全体をカバーしたリスクベースDDの実施が求められる。基本的にOECDDDガイダンスに即しており、図表3のような内容を含むこととされている(本指針VI1)。

気候変動については、企業による温室効果ガスの排出や炭素吸収源への影響が、パリ協定等の国際的に合意された気温上昇の抑制目標に適合していることを要求する(本指針注釈76)。より具体的には、気候変動の抑制や気候変動への適応に向けた科学的な指針・戦略・移行計画を導

(図表3) 環境分野の対応ステップ

①	負の影響の特定・評価(顕著な負の影響がある場合は環境影響評価を含む)
②	負の影響に対する取組みについて、測定可能な到達目標・指標・戦略を設定・実行
③	取組みの効果・進捗の定期的確認、到達目標・指標・戦略の定期的見直し
④	環境への影響や取組みの進捗に関する情報開示
⑤	負の影響の是正に向けた必要な対策の実施等

(出所) OECD本指針から筆者が作成

入・実施すること、短期・中期・長期の抑制目標を採用・実施・監視・報告することとされている。目標自体も最新の科学的知見や国・産業ごとの方針に基づいて定期的に見直す必要がある。カーボン・クレジットやカーボン・オフセットよりも排出削減を優先すべきとされ、カーボン・クレジット、カーボン・オフセットへの依存度等の公開も求めている(本指針注釈77)。さらに、サプライヤー等のビジネス上の関係者に対して、気候変動の抑制や気候変動への適応に向けた影響力を行使し、科学技術・専門的支援・資金等を提供することの重要性も強調されている(本指針注釈78)。

生物多様性の保全については、まず、天然資源や生態系の持続可能な

管理および使用とともに、人間の健康や生活、種の保存、気候変動の抑制等に非常に重要であると位置づける。そのうえで、企業は負の影響を軽減・防止するため、生物多様性ミティゲーション・ヒエラルキーに則り、生物多様性への損害を避けることを優先し、避けられない場合は軽減・最小化し、最後の手段としてのみ負の影響の相殺や回復に取り組むこととしている(本指針注釈80)。

(5) 科学、技術、イノベーション

科学技術については、従来は国際的な技術移転に主眼が置かれていたが、本改訂においてはさまざまな新しい内容が盛り込まれている。章の表題にイノベーションが加わり、もにも、新しい技術の有用性とリスクについて幅広く言及されている。また、「技術」にデジタルサービスやデジタルエコシステムを含むとされていることも特徴的である。

まず、科学・技術・イノベーションに関連する負の影響についてもリスクベースDDを行うこととされている(本指針IX 1、本指針注釈112)。ただし、人権や環境と比較して手法の詳細には言及されず、新技術にかかると倫理上・法律上・労働上・社会上・

環境上の課題などに対処し、責任あるイノベーションを進めるとともに、規制当局や労働者代表との対話や情報交換を行うものとされる。OECDの「人工知能に関する理事会勧告」、「ニューロテクノロジーの責任あるイノベーションに関する理事會勧告」等のガイダンスも参照している(本指針注釈113)。また、子ども・若年者の権利や福祉についても配慮を求めている(本指針注釈115)。

また、データについては、アクセスの透明性や共有を促進する一方、個人情報保護やデータセキュリティに配慮した責任あるデータのガバナンスの構築が推奨されている(本指針IX 6)。

国際的な技術移転については、輸出管理規制の遵守が言及された(本指針IX 4)。

実務への影響

(1) 対応の考え方

本指針自体は法的拘束力を持たない、いわゆるソフトローである。しかし、本指針は近時の各国のサステナビリティ関連法規制で引用・参照されており、実務に対して間接的に

一定の影響力を及ぼし得る。EUのサステナビリティDD指令案、ドイツのサプライチェーンDD法等は代表例であり、日本の人権DDガイドラインも多く、本指針に実質的に準拠している。人権、環境等の問題がより国際社会の課題として重要度を増すにつれ、いわゆるハードロー化の傾向がみられる。

この点を念頭に置くと、DDを義務づける海外の法令の適用を受ける企業はもとより、それ以外の企業においても、本改訂に沿った対応を進める必要性は高い。ただし、人権DDガイドラインへの対応がそうであるように、本指針の要求事項をチェックリスト的に網羅していくことは本質的ではない。リスクベースDDに関して前述したように、リスクや対応は企業ごとに異なることを念頭に、リスク領域の特定、ステイクホルダーとの対話、対応の優先順位づけ、計画の立案などを段階的かつ着実に進めていくのが、多くの企業における優先課題であると思われる。

(2) コンプライアンス指針や関連文書への反映

具体的な文書への反映方法は、各社のリスク状況や文書体系に応じて

さまざまであるが、典型的には次の3つのタイプの文書について対応することが考えられる。

① 企業の指針

1つ目のタイプは、RBC課題へのコミットメントや、人権尊重・環境保全などの価値観を定める、企業の指針となる文書である。OECD DDガイダンスは、RBCを企業方針および経営システムに組み込むこととしており(OECD DDガイダンスII:1.1, 2)、次の②のタイプ

として述べる内容とともに、企業方針にRBC課題へのコミットメントを含めることとしている。本改訂の内容を踏まえると、各社の実態に応じて、科学・技術・イノベーションの分野についての考え方を示す、気候変動や生物多様性の保全等、個々の環境分野に向けたコミットメントを提示する、等の見直しをすることは検討されるべきだろう。

② 具体的なRBC方針

2つ目のタイプは、特定された具体的なRBC課題に関するコミットメント、優先順位の考え方、DDやステークホルダーとの対話等にとどのように取り組むか、といったより具体的なRBC方針である。OECD DDガイダンスは前記①のタイプの

内容と合わせてRBC方針としているが、多くの日本企業の文書体系や、文書化の進め方を考慮すると、必ずしも1つの文書にまとめる必要はないと思われる。本改訂を受け、RBC課題の具体的な検討を行い、負の影響が生じ得る領域を特定し、対応方法を定めたくて作成すべき文書である。

③ 社内文書・規程類

3つ目のタイプは、DDを含むRBC対応を実際にマネージするための社内文書・規程類である。このタイプには、各社の実情により、多様な文書が含まれ得る。たとえば、RBCに関する方針を協議・決定するようなハイレベルな会議体の規程、DD実務に関する役割分担や進め方・スケジュール等に関する規程、ステークホルダーとの対話に関する規程などが考えられ、さらには取り組むRBC課題の内容に応じて詳細を規定する必要も生じ得る。

(3) 重点的な対応分野

① 環境DD

環境DDは、本指針の考え方に従えば、自社の環境への負の影響を特定・評価したうえで、重要な問題から優先順位をつけて取り組むべきであ

ろう。ここでの重要性は、事業規模やレピュテーションといった自社にとつての重要性ではなく、環境に与える負の影響の深刻性・発生可能性に基づくべきであることは、前述のとおりである。従来の環境対応のなかで重要なリスクをある程度把握できている企業は少なくないので、そのような分野から環境DDの手法を取り入れていくのも、環境DDに対応した社内のしくみを作っていくうえでの実務的なアイデアの1つといえるだろう。

他方、海外や間接的な関係先などのこれまで手薄になりがちだった領域や、生物多様性などの比較的新しい問題については、必要に応じて専門家の助言なども得ながら、重要な問題を特定していくことが考えられる。日本企業の実務に即した環境DDの参考資料としては、環境庁の「バリューチェーンにおける環境デュー・デリジエンス入門」(OECDガイダンスを参考に)をはじめとする一連の資料が有益だろう。

② 科学、技術、イノベーション

この分野のDDは本指針で新たに提言されたものであり、OECD DDガイダンスでも扱われていないため、実務の参考となる情報がいま

だ乏しい。人権や環境は負の影響を受ける側に着目した分類だが、科学技術は負の影響を与える側に着目した分類である点は、取組みのヒントになるだろう。たとえば、本指針は新技術の使用や既存技術の新規用途への応用にあたって課題を予測するよう推奨している(本指針注釈113)、技術や商品・サービスの開発プロセスにDDの視点を盛り込むことも考えられる。

もつとも、技術等がどの程度普及するかからない段階で社会や環境への影響を予測するのは限界があるため、開発後も継続的にDDを実施すべきことになると思われる。

兼子 良太(かねこ・りょうた)
ひふみ総合法律事務所 カウンセル
弁護士・米国ニューヨーク州弁護士
2006年東京大学法学部卒業、2011年弁護士登録(旧64期)、2015年米国ニューヨーク大学ロースクール卒業、2016年米国ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2018年日系メーカー法務部および同米国子会社勤務、2019年～2022年外資系製薬企業勤務。2023年～ひふみ総合法律事務所。
戦略法務、国際法務、サステナビリティ、ヘルスケア等を主要業務とする。